

第1号議案

埼玉県立春日部高等学校後援会会則の一部改正について

【改正案】

埼玉県立春日部高等学校後援会会則第23条中、「月額1,850円」を「月額2,100円」に改め、令和5年4月1日から施行する。

【改正趣旨】

後援会費については、平成24年度まで月額2,000円であったところ、平成25年4月1日から月額1,850円に減額した。会費減額当時5%であった消費税率は、8%を経て、令和元年度に10%に上昇した一方、後援会費は現状を維持してきた。

しかしながら、光熱水費の大幅な高騰をはじめ、諸物価の値上がりにより、学校予算、特に、教育備品や部活動補助のための教育補助費がひっ迫しており、教育活動への影響が懸念されるため、後援会費の値上げを提案するものである。

第2号議案

埼玉県立春日部高等学校普通教室空調費の増額について

【増額案】

令和5年4月1日から、埼玉県立春日部高等学校普通教室空調費を月額500円から月額600円に増額する。

【増額趣旨】

空調費については、平成24年度まで月額700円であったところ、平成25年4月1日から月額500円に減額した。空調費減額当時5%であった消費税率は、8%を経て、令和元年度に10%に上昇した一方、後援会費は現状を維持してきた。

しかしながら、電気料金の大幅な高騰をはじめ、諸物価の値上がりにより、電気料金の支払い及び今後の空調機器更新に向けての積立てが懸念されるため、空調費の値上げを提案するものである。